○　政策目標５－１：内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

政策目標の内容及び目標設定の考え方	関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針	○「令和８年度税制改正の大綱」（令和７年12月26日閣議決定）

施策	政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施
取組内容	関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ法令改正（関税改正）を行っており、引き続きこの基本的な考え方に基づいて 関税改正の検討を行っていきます。 各年度における見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の現状や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行っています。また、関係省庁から提出される関税改正要望等について、その政策目標・効果等を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。 さらに、学識経験者、消費者の代表者等からなる関税・外国為替等審議会関税分科会での調査、審議を踏まえて関税改正を行っており、令和８年度においても、こうした取組を着実に実施します。

定性的な測定指標

［主要］政5-1-1-B-1：適切な関税改正の実施

（目標の内容）

適切な関税率の設定・関税制度の改善を行う。

（目標の設定の根拠）

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税改正を行うことを目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用

取組内容	不当廉売関税（用語集参照）などの特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害に対する対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、ＷＴＯ（用語集参照）協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めていきます。なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしています。 引き続き、これらの取組を着実に実施します。 （注）特殊関税制度とは、ＷＴＯ協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。

定性的な測定指標

［主要］政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用

（目標の内容）

特殊関税制度の適正な運用を行う。

（目標の設定の根拠）

グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、ＷＴＯ協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「課税の求めから２か月以内に調査を開始した件数」 ○参考指標２「調査開始から12か月以内及び18か月以内に最終決定した件数」

政策目標に係る予算額等		令和６年度	７年度	８年度	９年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	121,297千円	108,786千円	183,605千円		
	（項）関税制度等企画立案費	121,297千円	108,786千円	183,605千円		
	（事項）関税制度等の企画及び立案に必要な経費	121,297千円	108,786千円	183,605千円		
	補正予算	△1,899千円	△453千円			
	繰 越 等	207,257千円		N.A.		
	合　　計	326,655千円		N.A.		
執 行 額		300,699千円		N.A.		

（概要）

関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うための経費です。

（注１）政府情報システム関連予算（通関事務総合データ通信システム（予算事業ID: 020142)、通関情報総合判定システム（予算事業ID: 020144)）は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

（注２）令和８年度「繰越等」、「執行額」等については、令和９年11月頃に確定するため、令和９年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	令和９年６月（予定）

○　政策目標５－２：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び目標設定の考え方	自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。また、世界で保護主義や内向き志向が強まる中、我が国が自由貿易の旗振り役としてリーダーシップを発揮することはますます重要となっています。この点につき、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定）等では、自由で公正なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化に取り組むこと、具体的には、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＣＰＴＰＰ：用語集参照）の拡大・発展の議論の主導、経済連携協定（ＥＰＡ：用語集参照）の拡大、地域的な包括的経済連携（ＲＣＥＰ：用語集参照）協定の履行確保及びこれら経済連携の協定を活かす国内対策に加え世界貿易機関（ＷＴＯ：用語集参照）体制の強化、サプライチェーン強靭化に向けた同志国との協調を進め、各国との経済的連結性を高めることが求められています。 財務省としては、関係省庁と連携しつつ、ＷＴＯを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。 また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、世界税関機構（ＷＣＯ：用語集参照）等の国際機関、アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ：用語集参照）等の地域協力の枠組み、ＥＰＡ及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」
政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針	○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和７年６月13日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定） ○「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（令和２年12月８日ＴＰＰ等総合対策本部決定）

施策	政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
取組内容	財務省としては、引き続き、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。 １　ＷＴＯにおける取組

ＷＴＯは世界の多角的自由貿易体制の要です。ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）の一分野である貿易円滑化交渉の成果として平成29年２月に発効した、ＷＴＯ貿易円滑化協定（用語集参照）について、財務省としては、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促していきます。

また、近年のＷＴＯが、保護主義や不公正な貿易慣行、及び、技術革新等がもたらす新たな課題に十分に対応できていないことを踏まえ、ＷＴＯ改革に向けた取組が行われています。

財務省としては、これらの課題について、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、引き続き関係省庁と連携しつつ、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献していきます。

２　経済連携の推進に係る取組

我が国では、令和７年12月末現在、24か国・地域との間で21のＥＰＡ等が署名又は発効済みです。最近ではＣＰＴＰＰやＲＣＥＰといった、いわゆるメガＥＰＡが相次いで締結され、ＥＰＡのネットワークが拡大しております。

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ：用語集参照）については、平成29年１月に米国が離脱を宣言した後、我が国が交渉を主導し、平成30年３月に11か国で署名が行われ、平成30年12月30日にＣＰＴＰＰとして発効しました。令和６年12月に加入した英国に続く、更なるエコノミーの新規加入について、令和６年11月にはコスタリカの加入作業部会の設置、令和７年11月にはウルグアイの加入作業部会の設置が決定されたほか、適切であれば令和８年にＵＡＥ、フィリピン及びインドネシアについて加入交渉を開始することとされています。ＣＰＴＰＰは、市場アクセスの面でも、ルールの面でも高いレベルの内容となっておりますが、一般的な協定見直しに係る締約国間の議論を経て、令和７年11月には、電子商取引や税関当局・貿易円滑化、サプライチェーン強靭化等について、協定改正交渉の開始が決まったところです。我が国としては、今後も高いレベルを維持しながらの拡大に向けた議論を主導していくこととしています。

また、ＲＣＥＰ協定は、世界のＧＤＰ、貿易総額及び人口の約３割、我が国の貿易総額のうち約５割を占める地域の経済連携協定です。本協定により、我が国と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、これを通じて我が国の経済成長に寄与することが期待されます。我が国としては、今後もＲＣＥＰ協定の円滑な運用及び履行の確保に取り組むこととしています。

財務省としては、引き続き、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、ＥＰＡの交渉等に貢献するとともに、必要な関係法令の整備等を進めることとし、ＥＰＡ等の着実な実施や円滑な運用及び履行の確保に取り組むことで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

（参考）ＥＰＡ等交渉の状況（令和６年12月現在）

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi.htm

定性的な測定指標

［主要］政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

	（目標の内容） ＷＴＯやＥＰＡ交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。
	（目標の設定の根拠） 主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、ＥＰＡ交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標「ＦＴＡ／ＥＰＡ交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」（ＦＴＡ：用語集参照）

施策	政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
取組内容	税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものです。平成29年２月に発効したＷＴＯ貿易円滑化協定の開発途上国における円滑な実施を実現する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めていきます。 １　開発途上国の税関行政近代化への取組 貿易の健全な発展と安全な社会を実現するためには、貿易相手国を含む国際社会の協力・協調が不可欠です。このため、財務省としては、開発途上国における税関行政の近代化及び執行能力の強化を図るべく、関税技術協力を行っています。実施にあたっては、「『自由で開かれたインド太平洋』（ＦＯＩＰ）のための新たなプラン」（令和５年３月）も踏まえ、地理的・経済的な関係性が深いＡＳＥＡＮ諸国を最重要地域と位置付けながら、インド太平洋地域やアフリカ地域等に対する協力も実施しています。具体的には、日本に開発途上国税関の職員を招へいする受入研修や日本の税関職員を専門家として開発途上国に派遣する専門家派遣等による知的支援を実施するとともに、ＷＣＯに対して技術協力に特化した資金的貢献も行っています。 人員・予算が限られる中で、税関を取りまく環境変化を踏まえつつ戦略的に効果的かつ効率的な関税技術協力を実施するために、中期的戦略を設けています。その中で、関税技術協力の目的を、各国の税関に共通する３つの使命（①安全・安心な社会の実現、②貿易円滑化の推進、③適正かつ公平な関税等の徴収）に基づいた施策を開発途上国自身が国際標準に則った形で自立的に導入・実施できるよう支援を行うことと定めています。例えば、①については、越境電子商取引（越境ＥＣ）の拡大により輸入貨物が世界的に急増していることを踏まえ、各国が効果的・効率的に水際取締りが行えるよう、リスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施していきます。②については、日系企業の海外展開の側面支援の観点から、支援対象国の税関が広域ＥＰＡ等によって複雑化する原産地規則への理解を深めるとともに、国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図ることができるよう、原産地規則、ＡＥＯ（認定事業者）制度（用語集参照）、リスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。さらに、③については、通関を迅速化しながらも適正かつ公平な徴税を確保できるよう、輸入事後調査（用語集参照）に係る支援を引き続き実施します。また、開発途上国税関

の自立性を一層向上させるため、ＷＣＯ及び国際協力機構（ＪＩＣＡ）と連携し、アフリカ地域、中央アジア・コーカサス地域及び太平洋島嶼国地域に対して「マスタートレーナープログラム」を実施し、教官養成や研修教材作成支援を通じ、持続的な研修能力の向上に貢献していきます。

開発途上国の多くは、商慣習の変化、重層的なＥＰＡの導入による貿易関連規則の複雑化・高度化、技術の進歩等への対応に様々な課題を抱えており、技術支援への世界的なニーズが増々高まっています。これを踏まえ我が国は、開発途上国の状況やニーズを適切に汲みつつ、税関行政近代化に向けた支援に引き続き取り組んでいきます。

２　ＷＣＯにおける取組

ＷＣＯでは、「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書：用語集参照）」やＷＴＯ貿易円滑化協定をはじめとする、税関分野における国際的な貿易円滑化のための国際標準の策定・実施について、民間の声も踏まえつつ、加入国・地域間で検討を行っており、また、途上国に対しては、これらの実施のための技術協力を行っています。

３　地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みであるＡＰＥＣでは、貿易及び人の移動の円滑化や水際取締りの強化に向けた取組を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献していきます。

４　ＥＰＡ等における取組

我が国が締結したＥＰＡにおいては、貿易円滑化を推進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定が盛り込まれています。今後のＥＰＡ交渉においても、税関手続や貿易円滑化に関する規定について、既に発効しているＷＴＯの貿易円滑化協定の内容を上回る規定を目指すことなどにより、我が国企業の経済活動を後押ししていきます。

５　税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進するため、我が国は、政府間協定（税関相互支援協定：用語集参照）等の枠組みを41か国（地域）と構築しています。税関相互支援協定等は、機密性の高い情報を交換するための枠組みであり、交渉にあたっては各相手国における情報管理体制を確認することも不可欠です。今後も情報交換ネットワークの充実等に向け、これまで構築に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域や分野も含め、各国との情報交換の枠組みの活用・構築を進めていきます。

また、令和６年１月からＷＣＯアジア・大洋州地域情報連絡事務所（ＲＩＬＯ・ＡＰ：用語集参照）のホストを日本が務めています。アジア・大洋州地域内における安全・安心な社会の確保、適切な関税等の徴収、関税法違反に対する効率的な取締の実施に貢献するため、ＲＩＬＯ・ＡＰと連携し、密輸関連情報の収集、分析、評価及び発信を促進していきます。

定性的な測定指標

［主要］政5-2-2-B-1：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

	（目標の内容） 税関分野における技術協力、ＷＣＯをはじめとする国際機関等での取組、ＥＰＡにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。
	（目標の設定の根拠） 税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）」 ○参考指標２「改正京都規約に係る締約国数」 ○参考指標３「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」

政策目標に係る予算額等		令和６年度	７年度	８年度	９年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	198,695千円	247,541千円	199,053千円		
	（項）関税制度等企画立案費	198,695千円	247,541千円	199,053千円		
	（事項）経済連携等の推進に必要な経費	198,695千円	247,541千円	199,053千円		
	内 世界税関機構(WCO)アジア・大洋州地域情報連絡事務所(RILO・AP)に係る拠出	158,785千円	217,644千円	144,043千円		005636
	内 国際刑事警察機構(ICPO)拠出に係る拠出	－	－	32,303千円		021467
	補正予算	△10千円	△33,031千円			
	繰 越 等	－		N.A.		
	合 計	198,685千円		N.A.		
執 行 額		162,676千円		N.A.		

（概要）

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

（注）令和８年度「繰越等」、「執行額」等については、令和９年11月頃に確定するため、令和９年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室、調査課）	政策評価実施時期	令和９年６月（予定）

○　政策目標５－３：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

政策目標の内容及び目標設定の考え方	経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。 近年、越境電子商取引の拡大に伴い大幅に増加する輸入申告等について、厳格な水際取締りと適正かつ迅速な通関を両立することが求められています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。 一方、「「世界一安全な日本」創造戦略2022」や「知的財産推進計画2025」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。 これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」
政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収
政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止
政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上
政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上
政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実

関連する内閣の基本方針	○「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和４年12月20日閣議決定） ○「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定） ○「知的財産推進計画2025」（令和７年６月３日知的財産戦略本部決定） ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和７年６月13日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定） ○「令和８年度税制改正の大綱」（令和７年12月26日閣議決定）

施策	政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収
取組内容	１　輸入（納税）申告の適正性の確保等 関税等の適正な賦課及び徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許

可後において関税関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査（用語集参照）に重点的に取り組んでいきます。なお、輸入事後調査業務や輸入貨物検査選定等を支援するため、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）をAIを用いて解析するモデルの構築及び活用を引き続き推進していきます。

また、適正な輸入（納税）申告等が行われるためには、通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

さらに、保税地域（用語集参照）の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

２　事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格、原産地及び減免税について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度（用語集参照）を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることにより、予見可能性が高まり、円滑な輸入手続を行うことが出来ます。

このような事前教示制度の利用を促進するため、関係者向けの説明会や税関の窓口等において周知し、そのメリットを丁寧に説明します。また、事前教示制度の運用に当たっては、進捗管理を実施し、迅速かつ適正な事務処理を遂行します。

定量的な測定指標

政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況（一定期間内で回答した割合等）

（単位：%、日）

年度		令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
文書による回答（%）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	実績値	99.5	99.2	99.3	N.A.	
平均処理日数（日）	目標値	14.0	短縮又は前年度並み	短縮又は前年度並み	短縮又は前年度並み	短縮又は前年度並み
	実績値	16.2	20.0	17.7	N.A.	
口頭による回答（%）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	実績値	99.9	99.9	99.9	N.A.	

（注１）令和７年度実績は、令和８年６月末までにデータが確定するため、令和７年度実績評価書に掲載予定です。

（注２）各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。））以内であったものの割合です。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均です。

（出所）関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。

輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。

定性的な測定指標	
	［主要］政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保
	（目標の内容） 関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。
	（目標の設定の根拠） 関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）」 ○参考指標２「審査・検査における非違発見件数」 ○参考指標３「輸入事後調査実績」 ○参考指標４「通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）」 ○参考指標５「保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数」

施策	政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止
取組内容	１　有効な取締体制の整備 税関では、覚醒剤・麻薬等の不正薬物や銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際取締りを行っています。また、令和９年には国際園芸博覧会の開催が予定されています。こうした国際的な大規模イベントは世界的に大きな注目を集め、テロの格好の攻撃対象となり得るため、税関ではテロ関連物資の水際取締りの強化に取り組んでいます。 不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りに当たっては、積荷や旅客の情報をできるだけ早く電子的に入手し、リスクの高い取締対象を効率的に絞り込み、重点的に検査を行うことが効果的かつ効率的です。出港前報告情報（用語集参照）及び乗客予約記録（ＰＮＲ）（用語集参照）といった事前情報を一層迅速かつ適切に入手・活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。特にＰＮＲについては、主な情報提供者である航空会社などから電子的に取得し、分析・活用しているところ、関係機関との情報連携の推進等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進します。また、手荷物等を開封せずに貨物の内容を的確かつ迅速に確認することができるＸ線検査装置をはじめとする各種取締・検査機器の活用による厳格な水際取締りを実施します。 知的財産侵害物品の水際取締りについては、令和４年10月に改正商標法・意匠法・関税法が施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となりました。この制度改正を踏まえて、越境電子商取引の進展に伴って増加する知的財産侵害物品の流入に対応するため、関係機関との連携や国際的な協力等を行いつつ、水際取締りを着実に実施してまいります。

金密輸の水際取締りについては、平成29年11月に「『ストップ金密輸』緊急対策」を策定し、取締りの強化や金密輸の厳罰化等、総合的な金密輸対策に取り組みました。その結果、翌年には金密輸は急減し、その後も金密輸の摘発は極めて低位で推移してきましたが、コロナ禍後の訪日外国人旅行者数の急回復や金価格の高騰等を受け、足元で金密輸の摘発件数・押収量が増加傾向にある状況に鑑み、令和７年11月に関税局・税関による臨時税関長会議を開催し、金密輸に対する総合的な対策を実施することとしました。具体的には、輸出時の審査・検査強化を含む水際対策の強化、無許可輸入に対する税関長の通告処分としての没収の実施や罰金相当額の引上げ（罰金相当額の算定基準を犯則時価格から時価相当額とする）、内外関係機関との連携強化等を実施することとしました。金密輸に対しては、引き続き厳格に対応してまいります。

さらに、テロ関連物資等の不正輸出を阻止するため、輸出許可後に関税関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査（用語集参照）についても実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネー・ローンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、関係機関と連携した取締りを行うことや紙幣探知犬を活用した出国旅客の携帯品検査等によるキャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策に引き続き取り組みます。さらに、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ロシアに対するＷＴＯ協定税率の適用の撤回に関し、輸入貨物に対する適正な関税率の適用のための原産地の確認を行うとともに、ロシア等に対する外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止措置に関し、輸出入貨物に対する厳格な審査等を実施し、当該措置の実効性の確保に努めます。

加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術の流出につながる不正輸出等の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を推進してまいります。

２　関係機関との連携と情報の収集

不正薬物・金・テロ関連物資等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関及び民間団体と連携強化を図ることにより、密輸関連情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このための関係機関との連携については、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査等を通じて、警察・海上保安庁等の国内関係機関との情報交換を積極的に行います。外国税関や世界税関機構（ＷＣＯ：用語集参照）等の国際機関に対しても情報交換を積極的に推進するとともに、税関相互支援協定（用語集参照）等の協力枠組みの活用・構築を進めていきます。民間団体との連携についても、密輸関連情報の収集にも引き続き取り組みます。

なお、上記の連携強化により得られた密輸関連情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、不正薬物・金・テロ関連物資等の密輸の阻止に努めます。

定性的な測定指標

［主要］政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施

（目標の内容）

国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等（不正薬物、銃器類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する厳格な水際取締りを実施します。

	（目標の設定の根拠） 税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する厳格な水際取締りを実施することを目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「社会悪物品の摘発実績」 ○参考指標２「不正薬物の密輸形態別摘発件数」 ○参考指標３「覚醒剤の密輸形態別摘発実績」 ○参考指標４「金密輸の摘発実績」 ○参考指標５「知的財産侵害物品の差止実績」 ○参考指標６「テロ関連物資の摘発実績」 ○参考指標７「テロ関連研修の開催実績」 ○参考指標８「輸出事後調査実績（実施件数）」 ○参考指標９「関係機関との連携・情報収集の実績」 ○参考指標10「出港前報告情報による検査の割合」 ○参考指標11「税関監視艇配備艇数」 ○参考指標12「税関監視艇総稼働時間」 ○参考指標13「Ｘ線検査装置設置台数」 ○参考指標14「不正薬物・爆発物探知装置設置台数」 ○参考指標15「大型Ｘ線検査装置設置台数」 ○参考指標16「埠頭監視カメラ設置台数」 ○参考指標17「埠頭監視カメラ視認範囲（バース数）」 ○参考指標18「麻薬探知犬配備頭数」

施策	**政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上**
取組内容	近年、税関には、水際取締りの一層の強化と年々増加する輸出入申告の迅速・円滑な処理の両立が強く求められています。特に、越境電子商取引の拡大に伴う航空・海上貨物の輸入申告件数の大幅な増加などへの対応は、税関の果たすべき役割のうち、適正な通関の確保や国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献する上で、必須なものとなっています。 これを踏まえ、令和５年度関税改正では、全ての輸入貨物を対象として「通信販売貨物に該当するか否か」、「貨物の運送先」等を輸入申告項目に追加し、輸入貨物の類型を考慮したリスク管理に基づくメリハリのある審査・検査を実施することとし、令和７年10月から施行しました。また、検査工程のオートメーション化等を行いリスクの高い貨物に対する重点的な審査・検査を実施します。加えて、ＡＥＯ（認定事業者）制度（用語集参照）の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進、キャッシュレス納税の利便性向上など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めてまいります。 また、産業界からの要望や費用対効果を踏まえ、原産地証明書の真正性を確保しつつ一層迅速なやり取りを可能とするために、貿易相手国との原産地証明書のデータ交換の取組を進めま

す。日インドネシアＥＰＡについては、輸出入ともに令和５年６月から、日タイＥＰＡについては、日本への輸入は令和７年６月、日本からの輸出は同年11月から、それぞれ原産地証明書のデータ交換を開始しており、さらにＡＳＥＡＮとの間においても、早期実現に向け、国内関係省庁等と連携して、相手国との協議を進めていきます。

加えて、「明日の日本を支える観光ビジョン」も踏まえ、入国旅客の携帯品に係る迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現するため、Ｅゲート（税関検査場電子申告ゲート）等の効果的な機器の適切な運用に努めるとともに、入管・税関手続に必要な情報を同時に取得することを可能とする「共同キオスク」を関西国際空港、東京国際空港（羽田空港）、成田国際空港第３ターミナル及び福岡空港に導入し、運用を開始しました。引き続き他の空港にも順次導入してまいります。

さらに、関係民間事業者や学識経験者の方々から税関手続における利用者利便について、ご意見を伺い、制度の改善による利用者の一層の利便性向上を図るとともに、適正な運用に努めます。

また、入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関：用語集参照）についても、利用者を対象とするアンケート調査の結果を踏まえ、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。

以上の取組を通じて、引き続き、税関の果たすべき役割である適正な通関の確保や国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献してまいります。

定量的な測定指標

政5-3-3-A-1：ＡＥＯ事業者数（単位：者）	年		令和４年	５年	６年	７年	８年
	ＡＥＯ事業者数（単位：者）	目標値	－	増加又は前年並み	増加又は前年並み	増加又は前年並み	増加又は前年並み
		実績値	737	751	759	N.A.	

（注）AEO事業者数は、税関が承認・認定した各AEO事業者の総数です
（参考）令和６年末現在のAEO事業者数は、759者（うち輸出者231者、輸入者104者、倉庫業者151者、通関業者263者、運送者10者）です。
（出所）関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

ＡＥＯ制度とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度であり、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化の両立に資するものです。したがって、同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、必要に応じた同制度の改正等を通じて制度の利便性を向上させることなどにより普及を図ることは貿易円滑化の推進と水際取締りの強化の観点から重要となっています。本指標はその貢献の程度を把握するためのものであり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。

定量的な測定指標

[主要] 政 5-3-3-A-2：輸出入通関における利用者満足度（単位：%）	年度		令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
	輸出入者（上位４段階）	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
		実績値	98.8	100.0	98.1	N.A.	
	通関業者	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0

	（上位４段階）	実績値	98.6	98.4	97.4	N.A.	

（注１）輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの７段階評価で、アンケート調査したものです。
（注２）令和７年度実績値は、令和８年６月末までにデータが確定するため、令和７年度実績評価書に掲載予定です。
（出所）関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「ＡＥＯ事業者新規承認数」 ○参考指標２「旅具通関に対する利用者の評価」 ○参考指標３「貿易額に占めるＡＥＯ事業者の割合」 ○参考指標４「Ｅゲート（税関検査場電子申告ゲート）の利用者数

施策	**政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上**
取組内容	輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年にＮＡＣＣＳ（用語集参照）を導入して以降、累次のシステム更改を行うとともに、平成15年には関係省庁システムとのシングルウィンドウ（用語集参照）化を実現し、その後、順次、関連する関係省庁システムをＮＡＣＣＳに統合するなど、財務省及び輸出入・港湾関連情報処理センター(株)（ＮＡＣＣＳセンター：ＮＡＣＣＳの管理・運営会社)は、物流の迅速化、円滑化に取り組むとともに、より一層の利用者の利便性向上に努めてきました。第７次ＮＡＣＣＳ更改においては、知財関連手続通知書のＮＡＣＣＳによる電子的送付が可能となりました。 このような利便性の高いシステムの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、ＮＡＣＣＳセンターと協力してＮＡＣＣＳの利便性向上に引き続き努めるとともに、ＮＡＣＣＳセンターを適切に監督していきます。

定性的な測定指標

［主要］

政5-3-4-B-1：ＮＡＣＣＳセンターの監督

（目標の内容）

ＮＡＣＣＳの機能拡充及び利便性向上等に努めるとともに、ＮＡＣＣＳセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。

（目標の設定の根拠）

利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、ＮＡＣＣＳの機能拡充及び利便性向上等に努めるとともに、ＮＡＣＣＳを管理・運営するＮＡＣＣＳセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「ＮＡＣＣＳの運用状況（システム稼働率）」

	○参考指標２「ＮＡＣＣＳの運用状況（システム処理率）」

施策	政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実
取組内容	関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様に知っていただくことが必要です。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、ＡＥＯ制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。 このため、税関ホームページにおいて、原産地規則（用語集参照）、ＡＥＯ制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、「税関チャットボット」（令和３年２月リリース）の内容等について随時見直しを行います。また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。さらに「税関Ｘ」、「税関公式フェイスブックページ」及び動画共有サイト「税関チャンネル」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。また、これらの税関行政に関する情報については、講演会や税関見学も積極的に活用して、引き続き発信していきます。 また、税関相談官制度について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、当該制度を活用して、更なる業務の充実を図ります。 さらに、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」について、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-1：税関ホームページへのアクセス状況
（単位：者）

年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
目標値	4,400,000	4,800,000	5,200,000	5,500,000	5,800,000
実績値	5,251,413	5,876,089	6,578,833	N.A.	

（注）令和７年度実績値は、令和８年６月末までにデータが確定するため、令和７年度実績評価書に掲載予定です。
（出所）関税局総務課調

（目標値の設定の根拠）

税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様に知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度（上位３段階） （単位：%）	年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
	目標値	95.0	過去５年平均より増加	95.0	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
	実績値	96.5	93.4	94.2	N.A.	

（注１）講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの７段階評価で、アンケート調査を行ったものです。
（注２）令和７年度実績値は、令和８年６月末までにデータが確定するため、令和７年度実績評価書に掲載予定です。
（出所）関税局総務課調

（目標値の設定の根拠）

Web形式などによる講演会や税関見学を活用して、税関の取組を分かり易い形で説明し、理解していただくよう努めているところ、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が概ね90%を超え高い水準を維持していること、より多くの方から意見を聴取し満足度を計ることを目的としてアンケート調査期間を通年としており、講演会や税関見学等の機会も増加傾向にあることから、目標値を設定しました。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度 （単位：%）	年度		令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
	事前教示制度	目標値	維持	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
		実績値	79.0	80.9	83.0	N.A.	
	納期限延長制度	目標値	維持	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
		実績値	78.3	81.9	84.4	N.A.	
	AEO制度	目標値	維持	維持	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
		実績値	91.7	90.6	93.6	N.A.	

（注１）輸出入者、通関業者に対し、事前教示制度やＡＥＯ制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。
（注２）令和７年度実績値は、令和８年６月末までにデータが確定するため、令和７年度実績評価書に掲載予定です。
（出所）関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

定量的な測定指標

［主要］ 政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度 （単位：%）	年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
	目標値	過去５年平均より増加	過去５年平均より増加	過去５年平均より増加	過去５年平均より増加	過去５年平均より増加
	実績値	95.2	87.7	86.2	N.A.	

（注１）輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やＸ線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。
（注２）令和７年度実績値は、令和８年６月末までにデータが確定するため、令和７年度実績評価書に掲載予定です。
（出所）関税局総務課調

（目標値の設定の根拠）

税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様に知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去５年の平均より増加することを目標としました。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度：上位４段階） （単位：%）	年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
	実績値	97.3	97.3	95.8	N.A.	

（注１）輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの７段階評価で、アンケート調査したものです。
（注２）令和７年度実績値は、令和８年６月末までにデータが確定するため、令和７年度実績評価書に掲載予定です。
（出所）関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数 （単位：件）	年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
	目標値	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
	実績値	1,850,610	1,915,890	2,382,911	N.A.	

（注）令和７年度実績値は、令和８年６月末までにデータが確定するため、令和７年度実績評価書に掲載予定です。
（出所）関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

税関ホームページでは、通関手続等についてのＱ＆Ａ（カスタムアンサー）を掲載しています。カスタムスアンサーの利用状況（Ｑ＆Ａの閲覧回数）を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「税関相談制度の運用状況（相談処理件数）」 ○参考指標２「税関Ｘ、税関公式フェイスブックページ及び税関チャンネルの利用状況」

政策目標に係る予算額等		令和６年度	７年度	８年度	９年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	22,492,744千円	22,392,804千円	21,653,163千円		
	（項）税関業務費	20,654,047千円	21,042,572千円	20,572,057千円		
	（事項）輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	20,654,047千円	21,042,572千円	20,572,057千円		
	内　税関監視艇整備運航経費	1,580,316千円	1,787,045千円	1,998,020千円		001380
	内　Ｘ線検査装置整備等経費	621,953千円	774,452千円	1,386,296千円		001381
	内　大型Ｘ線検査装置整備等経費	2,649,398千円	2,503,960千円	2,524,723千円		001382
	内　埠頭監視カメラ整備等経費	2,156,614千円	2,630,184千円	2,450,967千円		001383
	内　麻薬探知犬整備等経費	153,559千円	163,695千円	164,731千円		001384
	（項）船舶建造費	1,079,276千円	628,511千円	356,390千円		
	（事項）船舶建造に必要な経費	1,079,276千円	628,511千円	356,390千円		
	税関監視艇整備運航経費	1,079,276千円	628,511千円	356,390千円		001380
	（項）関税制度等企画立案費	759,421千円	721,721千円	724,716千円		
	（事項）関税中央分析所に必要な経費	367,332千円	338,179千円	329,018千円		
	内　取締機器等調査研究経費	53,768千円	39,406千円	42,000千円		001379
	（事項）税関研修所に必要な経費	392,089千円	383,542千円	395,698千円		
	補正予算	3,589,445千円	19,675,766千円			
	繰 越 等	15,824,806千円		N.A.		
	合　　計	41,906,995千円		N.A.		
執 行 額		40,814,456千円		N.A.		

（概要）

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

（注１）政府情報システム関連予算（通関事務総合データ通信システム（予算事業ID: 020142)、輸出入・港湾関連情報処理

システム（NACCS）（予算事業ID：020143）、通関情報総合判定システム（予算事業ID：020144））は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

（注２）円滑な通関等の環境整備（国際観光旅客税財源）に係る予算（予算事業ID:004252）は、国土交通省所管（組織）観光庁に「(項) 国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されているため、国土交通省から移替された予算として「繰越等」に計上している。

（注３）令和８年度「繰越等」、「執行額」等については、令和９年11月頃に確定するため、令和９年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	**政策評価実施時期**	令和９年６月（予定）